

【緊急署名】東電刑事裁判元経営陣「無罪」判決に控訴してください！

2019年9月19日、東京地方裁判所は、東京電力の元経営陣3名の福島原発事故における業務上過失致死傷の罪について「被告人らは、いずれも無罪とする」という判決を下しました。

この判決は、原発が過酷事故を起こさないための徹底的な安全確保は必要ないという、国の原子力政策と電力会社に付度した誤ったメッセージであり、司法の墮落であるばかりか、次の過酷事故を招きかねない危険な判断です。



2016年2月29日の強制起訴から、検察官役として指定された5人の弁護士のみなさまは、この重大事故の責任を問うために大変なご苦勞をされてきたということを、公判の傍聴を通じて感じており、心から感謝しております。裁判所が配布した判決要旨を読むにつけ、裁判所がこの原発事故の被害のあり方、被告人らの行いに対し、正当な評価をしたとは到底思えません。

私たちは、この判決では到底納得できず、あきらめることはできません。どうか、指定弁護士のみなさまに、控訴をして頂いて、引き続き裁判を担当して頂きたくお願い申し上げます。

多大な仕事量とそのお働きの見合わない報酬しか、国からは支払われないと聞き及んでいるところを心苦しくはありますが、正当公平な裁判で未曾有の被害を引き起こした者たちの責任がきちんと問われるよう、再び検察官席にお立ち頂けますようお願い申し上げます。

私たちは控訴期限の2週間(10月2日)ぎりぎりまで署名を集めます。

福島原発刑事訴訟支援団

東電刑事裁判検察官役指定弁護士のみなさまへ

お名前	都道府県	コメント（指定弁護士のみなさまにエールがあればご記入ください）

締め切り：10月1日までに、〒963-4316 福島県田村市船引町芦沢字小倉 140-1 福島原発刑事訴訟支援団宛に届くように郵送してください。

連絡先：福島原発刑事訴訟支援団 080-5739-7279